

青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十一号）の一部改正【第九条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は _____ 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(管理者)</p> <p>第八条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（法第八条</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（法第八条</p>

改正後	改正前
<p>第二十五項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設</u></p> <p>_____の運営(第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第十二条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当</p>	<p>第二十五項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護療養医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項及び第七十三条第九項において同じ。)</u>の運営(第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第十二条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当</p>



改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十三条第二項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><b>三 <u>第四十四条第一項第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></b></p> <p><b>四 <u>第二十六条の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</b></p> <p><b>五 <u>第三十八条第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</b></p> <p><b>六 <u>第三十九条第二項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</b></p> <p><b>七 [略]</b></p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十三条第二項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p><b>三 <u>第二十六条に規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</b></p> <p><b>四 <u>第三十八条第二項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</b></p> <p><b>五 <u>第三十九条第二項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</b></p> <p><b>六 [略]</b></p> <p>3 [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>

改正後	改正前
<p>第四十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～九 [略]</p> <p><b>十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等を行わないこと。</u></b></p> <p><b>十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</b></p> <p>十二～十五 [略]</p> <p><b>十六</b> 前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更については、第一号から<b>第十四号</b>までの規定を準用すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業</p>	<p>第四十四条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>十～十三 [略]</p> <p><b>十四</b> 前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更については、第一号から<b>第十二号</b>までの規定を準用すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業</p>









改正後	改正前
<p><u>ため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p> <p><u>第六十五条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第六十六条 [略]</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十三条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第五十五条第二項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十八条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十九条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第六十六条 [略]</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十三条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第五十五条第二項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十八条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十九条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p>

改正後	改正前
<p>第七十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第八十一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p>	<p>第七十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第八十一条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p>

改正後	改正前
<p>第八十五条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をい</u></p>	<p>第八十五条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>う。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十七条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2・3</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十七条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p>

改正後	改正前
<p>二 第七十八条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第八十条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十九条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条の二、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで（第三十九条第四項及び第四十一条第五項を除く。）、第五十八条、第六十一条、<u>第六十三条及び第六十五条の二</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項</p>	<p>二 第七十八条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第八十条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十九条第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条の二、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで（第三十九条第四項及び第四十一条第五項を除く。）、第五十八条、第六十一条<u>及び第六十三条</u>の<u>規定は</u>、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項</p>

改正後	改正前
<p>中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十八条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十八条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>